

## 第2章 「特別かつ異なる待遇」の機能とその変化

著者	箭内 彰子
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
シリーズタイトル	研究双書
シリーズ番号	559
雑誌名	国際ルール形成と開発途上国 - グローバル化する経 済法制改革 -
ページ	53-82
発行年	2007
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2344/00011808">http://hdl.handle.net/2344/00011808</a>

## 第2章

# 「特別かつ異なる待遇」の機能とその変化

### WTO協定における開発途上国優遇措置

箭内 彰子

#### はじめに

関税と貿易に関する一般協定 (General Agreement on Tariffs and Trade: GATT) は国家間の無差別と相互主義という2つの原則を基盤に、普遍的な自由貿易体制の実現を目指してきた。形式的な国家平等が重視され、先進国と開発途上国との間に現存する開発格差は捨象できるものとして扱われた。このため、開発途上国であるか先進国であるかにかかわらずすべての加盟国が条約上の義務として一様にGATT協定を遵守しなければならなかった。しかし、発展段階の異なる国家を一律に扱い、GATTルールを全加盟国に同様に適用するのは現実問題として難しい。また、先進国と開発途上国を同等の貿易相手国として扱うと、競争力のない開発途上国製品の輸出が増えないといった事態が生じる。そこで、貿易を通じて開発途上国の経済開発を促進するという観点から、開発途上国メンバーに対しては先進国とは異なる特別な考慮を払う必要性が強調された。

こうした開発途上国からの強い要望を受け入れ、GATTはいわゆる「特別かつ異なる待遇 (special and differential treatment, 以下、S&Dと略す)」を導入した。S&D導入当初の基本概念は、「相互主義を原則とする多角的貿易交渉 (ラウンド) において、開発途上国は先進国から相互主義を求められない」と

いうものであり、先進国がラウンドにおいて一定の自由化に合意しても開発途上国はそれに対応するだけの自由化を実施せずに先進国の自由化措置を享受することができた。S&Dはこのように相互主義に対する例外であると同時に、GATTのもうひとつの原則である無差別主義に対する例外を正当化する根拠でもある。一般特惠関税制度（Generalized System of Preferences: GSP）は開発途上国の輸出増大を図るために先進国が開発途上国産品に対し一般の関税率よりも低い特惠税率を適用する制度のことである。開発途上国に対するS&Dの代表的な制度として位置づけられており、オーストラリアやヨーロッパ各国がいち早く導入し、現在では日本も含め多くの先進国が実施している。しかし、開発途上国に対するGSPは、開発途上国とそれ以外のGATTメンバー（すなわち先進国）とを差別するという意味において、無差別主義と本質的に衝突する。GSPの無差別原則に対する整合性を確保するために、S&Dに「無差別原則にかかわらず、開発途上国をより有利な条件で遇することができる」という概念が付加された<sup>(1)</sup>。

GATTの扱う領域が増えるに従い、さまざまな場面で途上国に対するS&Dが実施されるようになった。はじめは特惠関税など市場アクセスに関する優遇措置の供与が中心的役割であったが、その機能は次第に拡大し、GATTの後継として発足した世界貿易機関（World Trade Organization: WTO）のもとでは、WTO協定を漸次的に開発途上国に適用させていくことが主要な課題となってきた。現在進められている新ラウンド「ドーハ開発アジェンダ（Doha Development Agenda: DDA）」の場においても、開発途上国はS&Dに基づき、WTOルールを受容することによって生じる義務を減免するよう要求している。このようにS&DはWTO加盟国として一律に派生するルール受容の義務と、開発途上国はそうしたルールを実際には実施できないという現実とのギャップを調整する機能を担うようになった。GATT時代とWTO体制下とでは、なぜS&Dの機能が異なるのか、その背景を検討することが本章の目的である<sup>(2)</sup>。

本章の構成は以下のとおりである。まず第1節では、S&Dの具体的規定を

みた後、S&Dが導入された経緯やその原則を検討することによって、GATTにおけるS&Dについて概説する。第2節では、DDAでの議論を考察することにより、開発途上国がS&Dを通じて獲得しようとしている優遇措置の内容が従来のものとは異なることを明らかにする。第3節では、S&Dの活用の仕方が変化した背景として、ウルグアイ・ラウンド(1986~1994)以降、GATT/WTOルールが国内制度の調整を必要とする分野にその規律の範囲を拡大していることや、WTO創設によって司法化が強化されたことを指摘する。さらにラウンドにおける開発途上国の発言権が増大したことにより、従来のように先進国が策定した貿易ルールを受容するというパターンから、開発途上国が国際貿易体制のルール形成に積極的に関与している姿勢がみられるようになってくる点を考察する。

## 第1節 GATT時代におけるS&Dの概念

### 1. GATT/WTO諸協定におけるS&D条項

GATT/WTO諸協定のなかでS&Dを含んでいる規定は150近くに上る(表1)。これらは「S&D条項」と呼ばれ、開発途上国はこれらの条項をもとに具体的なS&Dを享受している。なかでもGATT協定第18条、第四部(第36~38条)、そして授權条項として知られている1979年の締約国団決定は、さまざまなS&D条項の基礎ともなる主要な規定である。WTOはこれらS&D条項をその内容によっていくつかのカテゴリーに分類している。すなわち、(1)開発途上国の貿易機会を増やすための条項、(2)WTOメンバーに対して開発途上国の利益を保護するよう求める条項、(3)開発途上国が経済政策あるいは商業政策手段を利用する際の柔軟性を認める条項、(4)協定実施のための移行期間を通常よりも長く認める条項、(5)開発途上国がWTO協定の義務を果たしたり、紛争解決手続きを遂行したりするために必要な人的・物的基盤を整備するのを支

表1 WTO諸協定に含まれるS&amp;D条項

協定	(1)貿易機会の増大	(2)途上国の利益保護	(3)政策手段の柔軟性	(4)経過措置	(5)技術支援	(6)LDC	合計
農業	1		9	1		3	14
SPS		2		2	1		5
繊維	1	3				2	6
TBT		6	1	1	7	1	16
TRIMs			1	2		1	4
ダンピング防止		1					1
関税評価		1	2	4	1		8
輸入ライセンス手続き		3		1			4
補助金・相殺関税		2	8	6			16
セーフガード		1		1			2
GATS	1	1	2		2	1	7
TRIPs		2			1	3	6
紛争解決了解		7	1		1	2	11
GATT協定第18条			3				3
GATT 第四部(36条)	4	3	1				8
GATT 第四部(37条)	2	6					8
GATT 第四部(38条)	2	5					7
授權条項	1		2			1	4
LDCに対する特惠措置						7	7
その他		6			1	1	8
合計	12	49	30	18	14	22	145

(注 1)-(6)のカテゴリーについては、本文p.58 - 60を参照。

(出所) WTO [ 2000 ]

援する条項、(6)後発開発途上国 (least-developed country: LDC) に関する条項である。各カテゴリーの具体例は以下のとおりである。

(1)貿易機会の増大 GATT協定第36条3項は「成長する国際貿易において低開発締約国がその経済開発上の必要に相応した取分を占めることを確保することを意図した積極的な努力が、必要である」と述べ、さらに第37条1で「先進締約国は、可能な最大限において、……次の規定を実施しなければならない。(a)低開発締約国が輸出について特別の関心を現に有し又は将来有することがある産品についての障害の軽減及び廃止に高度の優先権を与える

こと」としている。

(2)開発途上国の利益保護　ダンピング防止協定第15条は、「先進加盟国は、この協定に基づいてダンピング防止措置をとることを検討する場合は、開発途上加盟国の特別な事情をとくに考慮しなければならないことを認める。ダンピング防止税の賦課が開発途上加盟国の重大な利益に影響を及ぼすものである場合は、その賦課に先立ち、この協定に定める建設的な救済措置をとる可能性について検討する」と規定している。また、セーフガードに関する協定第9条は、ある開発途上国を原産地とする製品の輸入の割合が当該製品の総輸入量の3%以下の場合には、その開発途上国に対して当該製品のセーフガード措置を実施してはならないとしている。

(3)政策手段の柔軟性　GATT協定第18条は、開発途上国が国民の一般的生活水準の引き上げを目的とする場合は、特定の産業を確立するために必要な関税上の保護措置や、経済開発計画を実施するにあたって十分な貨幣準備を確保するための輸入数量制限などを実施することを認めている。

(4)経過措置　農業に関する協定(第15条2)では、先進国が6年以内に実施することになっている削減に関する約束を、「開発途上加盟国については、……十年を限度とする期間にわたって実施することが認められる。後発開発途上加盟国は、削減に関する約束を行うことを要求されない」とし、開発途上国により長い経過措置(協定の発効後、加盟国が義務を負うまでの猶予期間)を認めている。知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPs協定)の場合は、通常加盟国の経過措置が協定発効の日から1年間であるのに対し、開発途上国は5年間の猶予が与えられている(第65条)。

(5)技術支援　多くの協定が開発途上国に対する技術支援を規定している。とりわけ、衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)、貿易の技術的障害に関する協定(TBT協定)、TRIPs協定など、協定内容を実施していくうえで技術的困難に直面しがちな分野で重視されている。技術支援やキャパシティ・ビルディングは先進国が直接行う場合と、WTO事務局が策定する技術協力プログラムを通じて実施される場合とがある。

(6)LDC GATS第4条は、サービス貿易における開発途上国の参加の増大を図るために開発途上国のサービスに関する能力や効率性、競争力の強化、あるいは流通経路、情報網などの利用改善を促進することになっているが、同条3項では、こうした規定の実施にあたっては「後発開発途上加盟国をとくに優先する」と規定している。また、紛争解決了解第24条では「後発開発途上加盟国に係る紛争の原因の決定及び紛争解決手続のすべての段階において、後発開発途上加盟国の特殊な状況に特別の考慮が払われるものとする。加盟国は、とくに、……後発開発途上加盟国に係る問題を提起することについて妥当な自制を行う」とし、LDCに対する特別な配慮がなされている。

## 2. S&Dの導入と発展過程

現在では多くのS&D条項がWTO諸協定のなかに規定されているが、これらの条項がGATTの法体制に組み込まれていった過程は決してスムーズではなかった。

1944年に開催されたブレトン・ウッズ会議において、戦後の世界経済秩序をいかにすべきかが協議され、世界的レベルで為替の安定や貿易自由化を推進するための国際機構の設立が検討された。その結果、国際通貨基金と国際復興開発銀行（世界銀行）の設立が合意されたものの、貿易に関する国際機構の具体化は第二次世界大戦終了後に持ち越された。1945年12月、アメリカ政府によって国際貿易機関（International Trade Organization: ITO）の設立が提起され、ITO創設準備委員会<sup>(3)</sup>での協議を経て、1948年3月、ハヴァナで開催された国連貿易雇用会議の場でITO憲章が採択された<sup>(4)</sup>。ITO憲章は経済開発を理由とする開発途上国に対する例外規定を含んでいた。たとえば、開発途上国は、幼稚産業の保護を目的として、関税率の引き上げあるいは輸入数量制限の設定を行うことができる（第13条）。また、既存の例外的特惠以外に先進国から開発途上国への新しい特惠関税の供与が認められる（第15条）などである。ITO憲章の起草過程では、アメリカは貿易における差別の撤廃を

主要な目標に掲げていたが<sup>(5)</sup>、最終的には開発途上国にのみ優遇措置を認める開発条項が多く採用されることとなった。より多くの開発途上国の参加を得ることを優先させたアメリカが、開発途上国側の要望をある程度受け入れたからである。しかし、ITO憲章はアメリカをはじめ多くの国が批准しなかったことから、発効する見込みを失ってしまった。

一方、ITO創設準備委員会と並行して、各国貿易実務者による第1回多角的関税交渉がジュネーブで開かれた<sup>(6)</sup>。そして、この交渉の結果合意された関税率の譲許を確実に実施し、その運用を円滑に行うために、同時に議論されていたITO憲章のうち関税に関する規定の一部分だけを取り出して、1947年10月、GATTとして採択した<sup>(7)</sup>。しかし、ITO憲章に盛り込まれていた開発途上国に関する例外規定は、GATT協定にはほとんど盛り込まれなかった。唯一、ITO憲章第13条の幼稚産業保護のための例外規定がGATT協定第18条として採用されたにすぎない。

GATT協定の原署名国23カ国のうち開発途上国は約半数を占めていたが、上述したように、開発途上国に対する優遇措置はほとんどなく、先進国と同じ条件で自由貿易体制の構築に向けて貢献することが求められた。このため開発途上国は、ITO憲章の交渉過程で彼らが獲得した優遇措置、とりわけITO憲章第15条で認められていた開発途上国向けの新たな特惠の供与をGATT協定に組み込むことを交渉における中心的課題として掲げた。

こうした要求に対処するため、1965年に「貿易と開発」と称する第四部がGATT協定に追加された<sup>(8)</sup>。そこでは、開発途上国との貿易交渉において先進国は相互主義を期待しないこと等が掲げられている。しかしこれは、当時までに確立していたラウンドにおける基本合意をまとめたものにすぎない。このため、開発途上国が要請してきた特惠の創設については全く言及していない。とはいえ、第四部は交渉上の合意事項にすぎなかった開発途上国に対する特別な対応を法的文書のなかに組み込んだものとして、大きな意義を有している。

GATT体制内での特惠待遇要求に加え、開発途上国は国連貿易開発会議



(UNCTAD)においてその主張を強めていった。第1回会議では「援助よりも貿易を」というスローガンの下、いくつかの提案がなされた。そのなかのひとつがGSPの導入である。しかし、上述したように、GSPはGATTの基本原則である最恵国待遇 (most-favoured-nation treatment: MFN) に反する。1970年代に先進各国がGSPを導入し始めた際には、GATTからの一時的ウェーバー(協定上の義務免除、第25条5項)を獲得することにより、暫定的にMFNに対する整合性を確保した。しかし、こうした一時的ウェーバーには期限があり、期限が切れるたびにウェーバーの取り直しが必要となる。GSPに対するウェーバーの再付与は必ずしも保障されておらず、GSPは制度としての安定性に欠いていた。このため、開発途上国側はGSPの法的基礎をGATTに導入することを主張した。そうした要求が東京ラウンド(1973~1979)でいわゆる「授権条項」という形を通じて実現したのである(資料1)。

授権条項はその第1項で「締約国は、GATT協定第1条の規定にかかわらず、異なるかつ一層有利な待遇を、他の締約国に与えることなしに開発途上国に与えることができる」としており、MFNの例外としてS&Dを正当化する法的根拠と捉えられている。

### 3. S&Dの基本原則

S&DはGATTの基本原則に対する例外として位置づけられてきた。そこで、まずはGATT自体の原則についてみておこう。GATT創設の背景には、国際通商における差別的待遇がブロック経済化ひいては第二次世界大戦を招いたという反省があった。差別待遇を廃止しようという強い意識に基づき、GATTは無差別原則を基本原則のひとつとして掲げている。GATT協定のなかでは同原則は2つの側面に分けられており、第1条で対外的な無差別を一般的最恵国待遇制度として、第3条で対内的な無差別を内国民待遇制度として規定している<sup>(9)</sup>。

GATTのもうひとつの原則は相互主義である。相互主義とは、「複数の諸国

が、同一または等価権利・利益の許与とか義務・負担の引き受けを保証しあい、相互の間に待遇の均衡を維持する関係に立つこと」(山本[1988: 245])をいう。つまり「他方から与えられる一定の待遇に対して一方が返礼として他方に同等の待遇を与え、双方が相手側から受ける待遇が均衡している状態」(桑原[1975: 417])を指すのである。相互主義は国家の主権平等原則に立脚するものであるが、それ自体が実定国際法上の法規または法制度として確立しているものではなく、条約の交渉など手続き的な場面において依拠すべき原則と捉えられている。GATTにおいても、無差別原則のように規定そのものに体现されているのではなく、ラウンドの過程で、各国に貿易自由化を約束させる際の動機的根拠として活用されてきた。

しかしGATTに開発途上国が加入し始めることにより、相互主義に付随する問題が表面化した(Winham[1992: 50])。すなわち、経済発展段階の異なる国間で同等の譲許を求めるのは非常に難しく、対等でない締約国間に相互主義を貫徹することができないのではないかという問題である。1960年代に行われた貿易交渉のなかでは、対等でない国同士で対等な取り扱いをすることが真の意味で「相互的」と捉えられるのかという疑問がもつばら開発途上国側から呈された。それに対応するために導入された考え方がS&Dである。S&Dは非相互主義(非双務性)を原則とし、S&Dとして認められた措置は先進国から開発途上国に対する一方的な供与であり、GATTの基本原則である相互主義は適用されない<sup>(10)</sup>。

さらに、S&Dは無差別を原則とする。ここでいう無差別とは、「開発途上国」に対して無差別に適用しなければならないということであり、GATTの基本原則であるMFNとは対象範囲が異なる。GSPはすべての開発途上国を対象とすることにより、初めてS&Dとして認められる。しかし、先進国による選択的な適用事例、すなわち歴史的、政治的に特殊な関係を有する特定の開発途上国にのみ特惠を供与するケースがある。たとえばEUはロメ協定(Lomé Convention, 1976~2000)およびその後継であるコトヌ協定(Cotonou Agreement, 2000~)を通じて、アフリカ・カリブ海・太平洋諸国(Africa, the

Caribbean and the Pacific (ACP) countries) (77カ国・地域) に対し特別な待遇を与えてきた。ACP諸国は砂糖やバナナなど農産品輸出に関して他国より有利な条件でEU市場へアクセスできるのをはじめ、投資、金融などの分野でもEUによる開発協力の恩恵を受けてきた。アメリカも中米・カリブ海諸国に対する特惠制度 (US-Caribbean Basin Economic Recovery Act: CBERA) やサブサハラ・アフリカ諸国向けの特恵制度 (アフリカ成長機会法, The African Growth and Opportunity Act: AGOA) を国内法として制定し、これら諸国からのアメリカ向け輸出の増大を図っている。

ロメ協定は開発途上国の貿易を奨励し経済開発に貢献すると評価されてきたが、一部の開発途上国にのみ特惠を与えている点がS&Dの無差別原則に違反すると判断された<sup>(11)</sup>。この判断はGATTの紛争解決小委員会(パネル)において行われた<sup>(12)</sup>。ロメ協定に基づくECのバナナ輸入制度はACP諸国に対して特惠待遇(無関税、優先的割当など)を与えている。しかし、ロメ協定の恩恵を受けられないラテンアメリカ諸国が、ECのバナナ輸入制度は最恵国待遇の原則に反するとして申立てを行ったのである。本件の主要な争点は「ロメ協定がGATT協定第24条で規定されている自由貿易地域に該当するか」であったが、S&Dに関しては、地域貿易協定 (Regional Trade Agreement: RTA) の要件を定めるGATT協定第24条 8 項をGATT協定第四部、とりわけ第36条 8 項の趣旨に照らして解釈することはできるかが議論となった。申立国(コロンビア、コスタリカ、グアテマラ、ニカラグア、ベネズエラ)は「ロメ協定はECだけが貿易障壁を廃止した非双務的協定であり、第24条 8 項の要件を満たしていない」と主張するのに対し、ECは「第24条 8 項をGATT協定第四部に照らして読めば、先進国だけに貿易障壁廃止を義務づける協定でも自由貿易地域に当たる」と反論した。パネル報告は「GATT協定第四部に照らして第24条 8 項を解釈することは認められない」とするものであった。第四部の第36条 8 項は「GATTの手続きに基づいた貿易交渉において」先進国は開発途上国に相互主義を期待しない旨を定めたものであり、RTA締結に向けた交渉はGATTの枠外で行われているものであるため第36条 8 項は適用できない、と

理由づけている。そして、「第四部はGATTの他の条項で規定されている義務、とくに最恵国待遇に関する義務をoverrideするものではない」とする先例(パネル報告)を踏襲している。さらに、第四部がGATT協定に追加される際の交渉過程において、開発途上国に対する特惠を是認しようとしたが最終的な文言には含まれなかったことなどを指摘したうえで、RTAに関するルールを第四部に基いて解釈することはできないとし、ECの主張を退けている。

このように、現行のS&Dの下では、一部の開発途上国にだけ優遇措置を与えることは認められていない。ただし、唯一の例外として、開発途上国のなかでもとりわけ開発の進んでいないLDCに対して他の開発途上国よりも特別かつ一層有利な待遇を供与することは是認されている。

## 第2節 WTO体制におけるS&D

### 1. ドーハ開発アジェンダでのS&D議論

現在多くの開発途上国は、ウルグアイ・ラウンド合意の結果である広範かつ精緻なWTO協定を即時に一括受容したことにより協定実施のための準備期間がなく、履行段階に入って予期せぬ困難に直面している<sup>(13)</sup>。このことは、開発途上国がさらなる交渉に参加することを躊躇する大きな原因となってきた。新しいラウンドがスタートすれば、今以上に厳しい貿易ルールを受け入れることになりかねないと考えたからである。このため、新ラウンド立ち上げに当たっては開発途上国に対する援助や優遇措置が必要であると主張し、その後の交渉においても「開発途上国の特別なニーズへの対応」を求めている。具体的には、WTO協定を履行するための技術援助や能力向上(キャパシティ・ビルディング)支援<sup>(14)</sup>、およびS&Dの機能強化などである。なかでもS&Dの機能強化については、(1)開発途上国の協定履行義務を遅らせる(経過措置延長要求)、(2)開発途上国に特別な配慮を与える(義務の緩和・免除要求)、

③先進国の義務を前倒しにする，といった主張を1995年のWTO発足後から展開してきた。

さらにDDAでは，WTO協定に係わるすべてのS&D条項を見直し，S&Dの原則，目的，適用範囲の明確化からS&Dに関する個別具体的な提案まで，幅広い検討が行われてきた<sup>(15)</sup>。開発途上国の要求は次の2点に集約される。すなわち，(1)S&Dは一般原則に対する例外として捉えるというよりは，多角的貿易体制のan integral and inherent objective（不可欠かつ固有の目標）としてより重視されるべき，(2)確固としたかつ法的拘束力のある「S&D レジーム」を確立すべき，の2点である。単なる努力目標にすぎないS&D条項では開発途上国はそれによって利益を確保することが難しいことから，S&D条項は法的拘束力あるものとして規律されるべきという主張を基底にしている。そして，法的拘束力を付与する一手段として，S&Dに関するフレームワーク協定を締結し，S&D条項の実施を確保するメカニズムを構築すべき，と主張している。後者についてはS&Dの活用状況をモニターし，各措置がどのように活用されているかを検証する監視メカニズムの設置が合意された。

こうした要求の背景には，貿易自由化はWTOの目的そのものではなく，WTOの目的を実現するための手段にすぎない，とする考え方がある。WTO協定の前文では，WTOの目的をメンバーの「生活水準の向上，完全雇用など」の経済的発展と開発におき，「関税その他の貿易障害を実質的に軽減すること」はそうした目的を達成するための手段と位置づけている。開発途上国は，生活水準の向上に繋がらない関税・非関税障壁の軽減には意味がないと考えており，WTO本来の目的を再確認すれば，S&Dの機能強化は当然の措置であるとするのである。

DDAにおける協議の結果，現時点では，LDCからの農産品輸入に対し関税も数量制限も課さない無税・無枠措置の供与をはじめ，LDCによるウェーバー申請に対しては積極的に検討する，LDCの協定履行に一定の猶予期間を認める，などについて合意が成立している。しかし，開発途上国が求めているような法的基盤の強化には繋がっておらず，S&Dの拡充をめぐる交渉が

続いている。

## 2. S&Dの機能変化

開発途上国にとって、S&Dは2つの意義をもっている。先進国の市場により有利な条件でアクセスできるよう要求するための基礎と、国内市場を保護するために一定の裁量権を認めさせるための基礎の2つである（Whalley [1990: 1319-1322]）。開発途上国はS&Dのこれら2つの側面を常に同時に前面に押し出してきたわけではなかった。開発途上国がS&Dを活用する目的は、時代とともに異なっている。

GATT創設以降、授権条項が採択された東京ラウンドまでは、特惠関税の享受、すなわちGSPをGATT体制のなかで認めさせることが主目的であった。しかし、ラウンド交渉によって先進国の一般的な関税水準は漸次低下してきており、GSPによる特惠の効果はGSP導入当初と比べて必然的に低下してしまう。先進各国がGSPを導入してから2度目のラウンドとなるウルグアイ・ラウンドでは大幅な関税引き下げが目指されたため、ラウンド終了後にはGSPの優遇効果のさらなる減少が予測された。そこで開発途上国はGSPに代わる新たな優遇措置の獲得を目指した。後述するように、ウルグアイ・ラウンドでは国内制度の変更や創設をともなう国際ルールが数多く協議されたことから、新規に規定される諸協定からの部分的あるいは全面的な適用除外を容認するよう、先進国に要求し始めたのである（Whalley [1990: 1326]）。その際、開発途上国が引き合いに出したのがウルグアイ・ラウンドの開始を謳った閣僚宣言（プンタ・デル・エステ宣言）のなかの「先進締約国は、開発途上締約国の経済開発や貿易上の目的と合致しない譲許を求めない」という表現であった。そして、ウルグアイ・ラウンド以降は開発途上国がWTO諸協定を実施していくうえで、時間的な猶予や部分的な義務減免を認めさせるためにS&Dを主張するようになってきている。つまり、ウルグアイ・ラウンドを境にS&Dの目的は市場アクセスにおける優遇措置の獲得から合意した協定に

よって発生する義務の減免へと変化した。

### 第3節 S&Dの機能が変化した背景

S&Dを通じて開発途上国が要求する事項がウルグアイ・ラウンドを境に大きく変化した背景として、①開発途上国が遵守しなければならない国際ルールの形成がウルグアイ・ラウンドにおいて顕著となったこと、②WTO創設により司法化の動きが促進したこと、③開発途上国の発言権が増大したことなどが考えられる。

#### 1. 開発途上国が遵守すべきルールの増大

##### (1) 規律分野の拡大

GATTの主要な任務は、生活水準の向上、完全雇用などのために「関税その他の貿易障害を実質的に軽減し、および国際通商における差別待遇を廃止する」(協定前文)ことである。しかし、GATTがその活動領域として認識しているのは、関税の引き下げや数量制限などの貿易障壁に対する規制だけではない。貿易の活性化は生活水準の向上や完全雇用に繋がるという理念のもと、自由貿易の障害となるような事項すべてについて取り扱うという役割意識をもっている。これは、ITO憲章にすでに明記されており、GATT当初からの意図と読みとれる。

GATT発足当初は、国境の関税規制をなくすことによって自由貿易を実現することが中心的課題であった。このため、第1～5回までのラウンドでは鉱工業製品の関税引き下げが主要議題となった(表2)。しかし、関税引き下げがある程度実現すると、今度は、規格統一やダンピング防止など、非関税措置(non-tariff measures: NTM)の撤廃が議論されるようになった<sup>(16)</sup>。第6回のケネディ・ラウンド(1964～1967年)ではダンピング防止協定が策定され、

表2 GATT / WTOにおけるラウンドの概要

交渉地 / 交渉の名称	参加国・地域数	合意受容方式	交渉対象分野	
			市場アクセス	貿易ルール
1 ジュネーブ (1947)	23		鉱工業品関税	
2 アヌー (1949)	32		鉱工業品関税	
3 トーキー (1950~51)	34		鉱工業品関税	
4 ジュネーブ (1956)	22		鉱工業品関税	
5 デイロン・ラウンド (1961~62)	25+EEC		鉱工業品関税	
6 ケネディ・ラウンド (1964~67)	46+EEC	パッケージ・ディール	鉱工業品関税	ダンピング防止
東京ラウンド (1973~79)	99+EEC	パッケージ・ディール 多国間協定(コード)	鉱工業品関税	ダンピング防止 貿易の技術障壁 政府調達 補助金・相関関税 関税評価 輸入ライセンス 民間航空機
7				
8 ヴルグアイ・ラウンド (1986~94)	124+EC	一括受諾	鉱工業品関税 農業 サービス	繊維協定 船積み前検査 原産地表示 知的財産権 衛生植物検疫措置 貿易関連投資措置 紛争解決
9 ドーハ開発アジェンダ (2001~)	149(+)+EC	一括受諾	鉱工業品関税 (非農産品市場 アクセス) 農業 サービス	ダンピング防止 補助金・相関関税 知的財産権 紛争解決

(出所) WTO資料。

地域貿易協定  
環境  
途上国の協定実施問題 / S&D待遇  
シンガポールイシュー: 競争, 投資,  
円滑化, 政府調達  
の透明性 (円滑化  
を除いては対象外に)  
電子商取引



その後の東京ラウンドでも輸入ライセンス，ダンピング防止税，補助金と相殺関税，政府調達，関税評価制度などに関する新しい貿易ルールが採択された。ただし，NTMに関しては，すべての交渉参加国が合意しなければならない関税引き下げ交渉とは別枠で議論され，多国間協定（コード）という形式で採択されたため，選択的な受容が可能であった。このため，多くの開発途上国はこうしたコードには参加せず，国内措置に関する条約上の義務を負うことはなかった。

このように，ウルグアイ・ラウンド以前からすでに国内措置に関する国際ルールが策定されるようになっていたが，実際には，制度の標準化（standardization）や調和（harmonization）などを強く求めるものではなかった。GATTの基本的な考え方は最恵国待遇と内国民待遇を保障しさえすれば，国内規制の分野では締約国の裁量により各国が自由に国内規制を実施できるというものであった。つまり，「一定のフィールド内，例えばある締約国の国内で公正な競争が確保できれば，他のフィールド，すなわち他国の国内体制との整合性や規律の一律性などは求められず，国際ルールを制定する必要性も無かった」のである（中川 [2005: 18]）。

NTMに関する議論が飛躍的に拡大し，その規律が実質的な影響をもつようになったのは，ウルグアイ・ラウンドにおいてである。同ラウンドでは，関税削減に加え，サービス貿易の自由化，知的財産権，貿易関連投資措置，農業補助金に関するルール策定など，総計15分野にわたり交渉が行われ<sup>(17)</sup>，通商ルールの強化が図られた。GATT機能の重心は関税削減から通商ルールの策定へと移り，従来GATTの規律の対象ではなかった分野にまで国際ルールの適用範囲が拡大することになった。

## (2) シングル・アンダーテイク方式の採用

ウルグアイ・ラウンドにおける規律分野の拡大は，開発途上国がGATT/WTOルールを受容するうえで確かに大きな影響を与えた。しかし，ウルグアイ・ラウンド合意により発生した全ての義務を開発途上国が受け入

れることになったのは、同ラウンドにおいて導入された「シングル・アンダーテイキング (single undertaking, 一括受諾)」と呼ばれる新しい合意の受託方式に負うところが大きい。意思決定過程の変更, すなわち, 開発途上国が GATT/WTOルールを受容する経路・パターンの変化が開発途上国の GATT/WTO体制へのコミットメントを全面的なものにしたといえよう。

GATT初期のラウンドにおける交渉方式は1920年代から1930年代にかけての戦間期に実践されていた二国間通商交渉の手法を多角間に応用したものである。しかしこの合意形成手法はすぐに問題に直面することになる。自由化のただ乗り(フリーライド)である。GATT協定はMFN条項により, いかなる二国間の取り決めもすべての締約国に適用されると規定している。これは裏を返せば, GATT協定締約国であれば自身は何ら関税率低減に関する合意をしなくても, 他国間で合意された関税引き下げの利益を享受しようということである<sup>(18)</sup>。GATT初期のラウンドでは, ある品目に関する主要輸出国と主要輸入国との間で二国間交渉を行い, そこで決まった関税率を他の国にも適用していたのが実状である。この結果, 交渉に参加せずに関税率低減の利益を得る締約国に対して, 関税を引き下げる国から不満の声が挙がった。

こうした自由化のただ乗り問題を解決するために, GATTはまず, 関税引き下げ交渉を実質的な意味で「多角的」なものとすることを目指し, すべての締約国に合意形成に参画することを義務づけた。ケネディ・ラウンドにおいて採用された「パッケージ・ディール (package deal)」と呼ばれる方式がそれである (Winham [ 1992: 53 ])。交渉は品目ごとに行われるが, 最終的な合意はすべての交渉対象品目がひとつのパッケージとして扱われ, 全体として合意するかしないかの選択となる。これにより, GATTの原則である相互主義は複数国間で適用されるようになり, すべての国が何らかの自由化にコミットし, その結果として, 他国の自由化による利益を享受するという体制が整えられた。

しかし, パッケージ・ディールが対象としていたのは関税引き下げ交渉に関する合意のみであり, ケネディ・ラウンド以降議論されるようになった非

関税障壁については「パッケージ」の枠外に置かれた。多くの非関税障壁が議題として扱われた東京ラウンドでは、パッケージ・ディールで合意が形成される関税交渉とは別途、非関税障壁については個別の多国間協定を策定し、交渉参加者は個別にそれらの協定を批准するかしないかの選択権を有していた。東京ラウンドでは全部で10のコードが策定されたが、多くの開発途上国はこれらを受諾しなかった。このため、開発途上国のGATT体制へのコミットメントは部分的なものに留まり、同じGATT加盟国であっても、適用される権利・義務の範囲が国によって異なるという変則的な状態が生じた。

こうした状況はウルグアイ・ラウンドにおいて大きく変化した。ウルグアイ・ラウンドの意思決定過程には、パッケージ・ディールを拡大強化した「シングル・アンダーテキング」方式が採用された。シングル・アンダーテキングのもとでは、従来の物品の貿易に関する交渉に加え、新たに規律対象となったサービス貿易や知的財産権などに関する協定も対象となり、GATTメンバーはそれらを一括して受諾するかしないかの選択を迫られることとなった。東京ラウンドにおける諸コードのように、選択的な対応はもはや取れなくなったのである。

シングル・アンダーテキングは、広範囲にわたる規律を一挙に受け入れなければいけないという状況と同時に、それら国内措置に係わる規律の内容が非常に高度なものであったという点で、開発途上国に対して大きな影響をもった。上述したように、ケネディ・ラウンド以降、非関税障壁に関する協定が次々と作成されてきたが、同時に既存の協定の改正を通じて規律自体を従来より精緻なものにし、対象事項の規律強化を図ってきた。たとえば、ケネディ・ラウンドで初めて作成されたアンチダンピング協定は、その後の東京ラウンド、さらにはウルグアイ・ラウンドで細かな規律が付け加えられ、現在の協定へと発展した(小寺[2003: 7])。開発途上国はクリアするのが厳しいと思われる内容のものであっても、助走段階を経ずにそれらの義務を一括受諾せざるをえなかった。

ウルグアイ・ラウンドにおける合意を受諾しないということは、ウルグアイ

イ・ラウンドの結果を受けて創設されるWTOへの参加を拒否することに繋がりが、GATT/WTOを中心に構築されている国際貿易体制の枠外に置かれることを意味する。貿易を通じた開発を目指す開発途上国にとってはGATT/WTO体制への統合がひとつの課題であり、さらに、先進国市場の関税引き下げによって得られるメリットを享受するためにも、開発途上国はウルグアイ・ラウンド合意を一括受諾する以外に選択肢はなかったといえよう。こうして、開発途上国のWTOへのコミットメントは一挙に拡大し、広範囲かつ詳細にわたる協定の義務を受け入れることとなった。

## 2. WTO創設の影響 司法化の促進

機構としてのGATTはウルグアイ・ラウンド後に大きく進展した。ウルグアイ・ラウンドでは実質的な貿易ルールが数多く合意されており、この合意事項の実施を確保しより効果的に自由化を推進するために、一般協定の上に変則的に成り立っているGATTに代えて、より強力な機構を整える必要があると考えられた。その結果GATTは発展的に解消され、1995年にWTOが発足した。WTOは基本的にGATTからその目的を受け継いでおり、貿易障壁の撤廃と貿易ルールの策定を活動の2本柱としている点では両者に大きな変化はない。しかし、WTOは国際機関としての法的基盤を確保すると同時に、格段に強化された紛争解決手段を内包しているという点で、GATTとは区別されるべきものである。

従来GATTの紛争解決手続きにおいては、たとえパネル報告が協定違反を判定しても、当事国を含めたすべての加盟国が同意しないとそのパネル報告は確定せず、効力を有することはなかった。これに対してWTOでは、パネル報告の採択手続きとしてネガティブ・コンセンサス方式を採用した。ネガティブ・コンセンサス方式とは、すべてのWTOメンバーがパネルあるいは上級委員会報告の採択に反対しないかぎり、その報告は紛争解決機関（Dispute Settlement Body: DSB）によって採択されるというものである。少なくとも勝

訴した国がパネル/上級委員会報告に反対することは考えにくく、いったん協定違反の判断が下されればその裁定が確定するメカニズムとなった。WTO協定に係わる紛争が生じたとき、一方の国が手続きを踏んでDSBに付託すれば自動的にパネルが設置され、その結果を各国が受け入れなくてはならなくなったということは、全加盟国の合意がなければパネル報告が採択されなかったGATT時代と比較すると、革新的ともいえる変化である。そして特定の措置がWTO違反とされた加盟国は、その措置自体を修正・撤回するか、貿易制裁を受け入れるか、賠償するか、という選択を迫られる。

このような紛争解決手続きの改善は、実は開発途上国自身も望んだことであった。GATTの紛争解決手続きは1960年代にはあまり使用されていなかったが、東京ラウンド以降、活発に利用されるようになった。しかし、付託されるケースの数が増えるに従い、同手続きの問題点が指摘されるようになった<sup>(19)</sup>。紛争解決手段に対する不満は利用頻度の高い先進国からのみならず、開発途上国側からも出されていた。1985年にはGATT体制下における紛争解決手続きの問題点を開発途上国の立場に立って指摘した報告書が提出されている(USITC [1985])。このため、ウルグアイ・ラウンドでは新設されるWTOにおいて司法化を促進し、執行力を強化することに関しては多くの加盟国間で一致していた。そしてWTO発足後は、先進国、開発途上国を問わず、貿易紛争をDSBを通じて解決しようという傾向が強まっている。

1995年のWTO発足以降、DSBの利用件数は急速に伸びており、そのうち約3割が開発途上国が当事者となる係争である。確かにDSBの存在により、政治的・経済的なパワーをもたない開発途上国であっても先進国を相手に紛争解決手段に訴える機会が付与されるようになった。しかし一方で、WTOルールに違反している開発途上国の措置が紛争解決手続きに訴えられるケースも増大した。WTOにおける紛争解決手段の強化は、開発途上国に対してWTO協定の履行能力の向上を図るよう圧力をかけられるルートともなっている。

### 3. 開発途上国の発言権の増大

WTO発足後、貿易に関する国際ルール形成のプロセスに大きな変化がみられる。開発途上国が積極的かつ実質的にルール・メイキング過程へ参加するようになってきたことである。

2001年のWTO閣僚会議（ドーハ）で開始が決まったDDAは、その名前が示すとおり、交渉の過程で開発途上国の利益を考慮することを前面に打ち出している点で従来のラウンドとは一線を画している。ウルグアイ・ラウンドまでの関税引き下げ交渉や国際ルールの策定には、主に先進国、なかでも「四極」と呼ばれたアメリカ、EU、日本、カナダの意向が色濃く反映されてきた。開発途上国は、参加国の数こそ多いが、実質的な討議にはほとんど影響を与えてこなかった<sup>(20)</sup>。しかし新ラウンドの立ち上げを目指して1999年にシアトルで開催されたWTO閣僚会議が、開発途上国の強い反対により決裂したことを契機に、WTOにおいて開発途上国問題が中心的議題として扱われるようになった。開発途上国は、ウルグアイ・ラウンドで達成された貿易自由化とルールの強化は自国の輸出拡大に繋がると考えていた。これは、先進国が「ウルグアイ・ラウンド合意を一括受諾すれば開発途上国の経済は成長する」と説明していたからでもある。しかしWTOが発足した後も開発途上国経済は思ったようには伸びず、先進国との経済格差はますます増大した。想定していた利益を実際には手にしていないばかりか、かえってウルグアイ・ラウンド合意を実施するためのコスト負担が大きくなり、開発途上国は思惑がはずれたことに対する強い不満を抱いている（小寺[2003: 4]）。こうした不満がDDAにおけるS&D強化の要求へと繋がった。

また、先進「四極」と一部の有力開発途上国によって占められてきた意思決定過程も、シアトル閣僚会議以降その透明化が図られており、多くの開発途上国がWTOでのルール形成に積極的に関与するようになってきている。これは、開発途上国自身が多角的貿易体制への参画が自国の利益につながる

という認識をもっているからでもある。

開発途上国への配慮の必要性は、先進国の側からも唱えられている。すなわち、開発途上国がDDA交渉に前向きに取り組むようにするためには、開発途上国のWTOルールを遵守する能力やラウンド交渉に参加する能力の向上は必要不可欠であり、それらへの援助が必要であると考えるのである。こうしてDDAでは開発途上国の意見が多分に反映されるようになった。

こうしたWTOにおける発言権の増大を背景に、開発途上国はDDAのもとで、すでに受容したWTO協定の履行や新規に設定される国際ルールの受容プロセスをより柔軟にするために、さまざまなS&Dに関する要求を行っている。

## むすび

GATT/WTOは関税引き下げなどを通じて市場アクセスを向上させると同時に、貿易に関する国際ルールを策定することによって多角的な貿易自由化を推進してきた。貿易自由化やルールによる規律は、貿易の拡大による経済成長の促進と経済の効率化とともに、外資流入の活発化による技術移転の促進や雇用の増加にも資することから、開発途上国はこれら2つの側面におけるGATT/WTOの成果を享受してきたといえよう。しかし、GATT/WTOは他の国際法体制と同様に主権平等を基本原則としている。これは裏を返せば、開発途上国であるか先進国であるかにかかわらずすべての加盟国が条約上の義務として一様にGATT/WTO協定を遵守しなければならないということである。こうした原則に対抗し、開発途上国は、発展段階の異なるメンバーに対しては異なったアプローチや政策が採用されるべきであるという考え方を基礎に、GATT創設当初から開発途上国に対するS&Dを要求してきた。

開発途上国がS&Dを通じて獲得を目指してきた、あるいは目指している優遇措置の内容はウルグアイ・ラウンドを境に変化している。ウルグアイ・ラウンド以前は市場アクセスにおける特惠関税に重点を置いていたが、ウルグ

アイ・ラウンド以降はGATT/WTOルールの国内への受容を一時的に遅らせたり免除させたりすることが主目的となってきた。

S&Dの機能が変化した背景として、まずウルグアイ・ラウンドの影響が考えられる。ウルグアイ・ラウンドでは関税引き下げやダンピング防止、政府調達に加えて、TRIPsやTRIMsなど幅広い議題が扱われた。さらに同ラウンドで採用されたシングル・アンダーテキングにより、交渉参加国はすべてのWTOルールを受諾してWTO加盟国となるか、あるいはWTOに加盟せずWTOを中心とする世界貿易体制の枠外に位置するかという二者択一を迫られた。結局、1994年、マラケシュにおいて、すべての交渉参加国がウルグアイ・ラウンド合意を一括受諾した。新しくWTOの法体制のなかに組み込まれた規律の多くは国内制度の調整を必要とする分野に係っており、開発途上国はWTO加盟国としてそれらの規律を受容し、国内法や制度を整備しなければならなくなった。しかし、そうした法改革や制度改革は、人材や能力という意味でキャパシティ不足に直面する開発途上国にとっては容易なことではない。国内体制の対応の遅れがWTO協定上の義務違反となることを避けるために、開発途上国はS&Dに基づく経過措置の導入を主張するようになった。

また、WTO創設によって司法化が促進されていることもS&Dの機能変化の背景として挙げられる。DSBの機能が強化され、ひとたびWTOルールを受容すると、規律に違反している措置の修正・撤回を求められるようになった。違反措置の修正・撤回ができない場合は対抗措置を被る可能性も十分にある。GATT時代は開発途上国の紛争解決手続きの利用件数自体が少なく、たとえ申立てを受けたとしても、最終的に対抗措置を受けるにいたることはほとんどなかった。これに対しWTOのもとでは、開発途上国であっても先進国と同様、WTO協定の義務違反を指摘され、その改善を求めるパネル報告が出されるようになってきている。つまり、開発途上国は、国内措置に係わる新たなルールを一括受諾したものの、さまざまな事情でそうした協定の義務を実施できないでいるが、いったん受諾したルールを履行しなければDSBに提訴されるという状況におかれているのである。そこで、開発途上国は近年のラウ



ンドにおける発言権増大という状況を活用して、経過措置の期間延長や実施するのが困難と思われる協定上の義務の減免をS&Dという形で要求し始めている。

GATT/WTO体制のもとでS&Dは開発途上国の自立的発展や多角的貿易体制への積極的参画に寄与してきた。しかし、S&Dの法的基盤は脆弱であり、さまざまな立場に立つ当事者それぞれが恣意的にその内容を解釈し、運用しているのが現状である。S&Dの考え方がGATTに導入されてからすでに30年以上が経過しており、導入当時と現在とでは、先進国、開発途上国それぞれの考え方や両者を取り巻く国際経済環境も変化している。GSPのGATT整合性を確保するために考案されたS&Dは、現在、WTOルールを段階的に開発途上国に適用させていくための一手段として活用される場面が増えてきている。DDAにおいても国内措置に係わる事項についての議論が盛んになされており、今後もこうしたS&Dの機能は重視されていくことが見込まれる。開発途上国の国際ルールへの参加を奨励するうえでも、S&Dの機能を十分に活かし、国際ルールを受容する過程に柔軟性をもたせることが必要となってこよう。

〔注〕

- (1) S&Dの概念は曖昧である。これは、S&Dが理論的に考案されたというよりは政治交渉の結果としてGATTの法制度の中に組み込まれたからである。また、GSPが具現化し、さらには途上国に対してのみ義務を減免する内容をもつ協定が締結されるなど、S&Dは具体的な制度や規律へと結びついていった。このためS&Dという用語は、途上国に優遇措置を認めている協定上の具体的な規定を指したり、GSPなどの制度を意味したり、あるいは途上国に対する優遇措置を正当化させる根拠として用いられるなど、その時々によって指し示す内容が異なる。
- (2) GATT/WTOにおける途上国問題に関してはすでに多くの研究が蓄積されている。たとえば、Hudec [ 1987 ] や柳 [ 1998 ] [ 2000 ] は、先進国と途上国が対立してきた歴史的経緯を踏まえて、GATT/WTOにおける途上国の法的地位について扱っている。また、国際政治学ないしは国際関係論からの分析としては、Tussie [ 1987 ] やHoekman and Martin [ 2001 ] などがある。S&Dに関する諸制度の導入経緯については、Yusuf [ 1980 ] , Hoekman et al. [ 2003 ] が詳しい。

- (3) ITO準備委員会はオーストラリア、ベルギー、ルクセンブルク、ブラジル、カナダ、チリ、中国、キューバ、チェコスロバキア、フランス、インド、レバノン、シリア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、南アフリカ、イギリス、アメリカで構成された。
- (4) ITO憲章に署名したのは53カ国、このうち批准したのはオーストラリアおよびリベリアの2カ国のみであった。
- (5) こうした主張の背景には、差別的待遇によるブロック経済を基礎にしたヨーロッパ諸国による植民地体制を根絶したいという願望があったと指摘されている。これに対してイギリスとフランスは既存の特恵を保持したいと望んでおり、とくに途上国に対する政策に関しては貧しい国を助けるためには市場歪曲も必要であるという考え方を提唱し、アメリカとかなり鋭く対立した〔Hudec [1987: 9]〕。
- (6) 参加したのはITO創設準備委員会構成国の19カ国（注3参照）にビルマ、セイロン、南ローデシア、パキスタンの4カ国を加えた23カ国。
- (7) GATTは、当初はITO発足までの暫定的なものと位置づけられていたが、ITO憲章の発効が絶望的となりITO創設が不可能となったことから、同憲章に代わり国際貿易を規定する恒常的な協定として存続することになった。本来、関税、貿易制限、補助金など貿易に関するルールの規定を目指したものがITO憲章であり、その運用はITO憲章に基づいて設立されるITOが担うという構造が想定されていた。しかし、ITO憲章の未発効とそれともなうITO不成立により、GATTは一般協定と機構活動という2つの役割を同時に果たすこととなった。このため、GATTは国際連合のように条約に基づいて設立された国際機構ではなく、単なる一般協定にすぎないが、実際には事務局をもち、事実上の国際機構として機能してきた。そこで本章では、機構を指す場合にはGATT、一般協定を指す場合にはGATT協定と呼ぶこととする。
- (8) この第四部に掲げられた事項が守られているかどうかを監視するための組織として、GATT内に貿易と開発委員会（Committee on Trade and Development: CTD）が設置された。
- (9) まず第1条では「ある締約国に対して許与したいかなる特恵も、他のすべての締約国に対して即時かつ無条件に許与しなければならない」と規定し、二国間あるいは一定国間における特恵関税の相互付与を禁止している。これが、いわゆる一般的最恵国待遇である。また第3条では、「他の締約国からの輸入産品に対しては、国内産品に許与される待遇より不利でない待遇が許与される」とし、輸入産品は税金およびその他の規制に関し国内産品と同等に扱われるべきと定めている。これにより、輸入産品に対する内国民待遇が保証されている。
- (10) たとえばGATT協定第36条8項では、「先進締約国は、貿易交渉において行った関税その他低関税締約国の貿易に対する障害の軽減又は廃止に関する約束

について相互主義を期待しない」としている。この規定は、当初、途上国は先進国との交渉において先進国から与えられた譲許に対しては対価を支払う必要がない、という意味で途上国側に理解されていたが、その後、途上国の場合は与えられた譲許に対して自国の発展段階に応じて対価を払うことを意味しているという解釈で合意されている。さらに、この規定の注釈として、「『reciprocityを得ることを期待しない』の語意は、途上国は貿易交渉において、過去の貿易の推移を考慮に入れ、自国の開発上、財政上および貿易上の必要に反する貢献を与えることが期待されない、という意味に理解される」という説明が付記されている（高瀬 [ 1993: 46-47 ]）。

- (1) ロメ協定の後継であるコトヌ協定は当面の措置としてWTOにおける義務免除（ウェーバー）を取得し、協定違反に対する批判をかわしているが、制度の改定が喫緊の課題となっている。コトヌ協定がWTO整合性を確保するためには、(1)コトヌ協定に規定されている特惠をすべての途上国が享受できるようにする、(2)特定国間における特惠の相互供与を認めている自由貿易協定（FTA）として存続させる、の2つのアプローチが考えられる。EUとACP諸国は後者の方法を選んだが、コトヌ協定がFTAとして認められるためには、すべての当事国が段階的に貿易障壁を取り除き自由化を図らなければならない。
- (2) Report of the Panel, EEC- Import Regime for Bananas, DS38/R, 11 February 1994.
- (3) 途上国が協定実施に際して問題を抱えていることを「実施問題」と呼び、それに対するさまざまな要求は「リバランス要求」と呼ばれている。途上国は実施問題に関し、ドーハ閣僚会議において101項目の要望書を提出し、このうち42項目については同閣僚会議で解決策が合意されている。残りの59項目については、未解決の項目（Outstanding issues）として、(1)閣僚宣言において交渉権限が与えられたもの（農業、アンチダンピング、補助金）については、シングル・アンダーテイクングの対象として扱い（閣僚宣言パラグラフ12（a））、(2)それ以外のもの（TRIPs, SPS, TBT, TRIMs, セーフガード、関税評価などの25提案）はTRIPs理事会、SPS委員会といった各関係機関で検討し、各機関より報告をする（閣僚宣言パラグラフ12（b））とされた。
- (4) 途上国はWTO協定を遵守する能力や交渉に参加する能力が十分に備わっていないことから、先進国に対して技術支援を求めている。たとえば、TRIPs協定やサービス協定（GATS）などの実施には高度な専門知識が必要であるが、途上国はそうした人材や技術が不足している。途上国のルール遵守・交渉参加能力の向上の観点から、先進国やWTOはキャパシティ・ビルディングに関する支援を積極的に実施している。
- (5) ドーハにおける閣僚宣言の中の実施問題に関する決定パラグラフ12（S&D条項）がより有効になる手段、方法などについてCTDにて議論し、勧告を出すとい

う内容のもの)に基づき、WTO諸協定に存在するS&DについてCTDの特別合  
 合において議論が行われている。

- (16) この変化は、ラウンドの呼称に端的に現れている。すなわち、最初の5回  
 のラウンドは、多角的関税交渉(Multilateral Tariff Negotiations)と呼ばれ、そ  
 の後は多角的貿易交渉(Multilateral Trade Negotiations)と呼ばれるようになっ  
 たのである。
- (17) 15分野のうち14分野は物の貿易に関する交渉を行うグループ(閣僚宣言第1  
 部)でありこれにサービスの貿易に関する交渉を行うグループ(閣僚宣言第2  
 部)が加わっている。また、これら15分野は、交渉の内容面から(1)サービス、  
 TRIPおよびTRIMの新交渉分野、(2)GATT条項、セーフガード等のルールに関  
 する交渉分野、(3)関税、非関税措置、繊維、農業等の市場アクセスの改善に関  
 する交渉分野の3つに大別することができる。
- (18) ただ乗りの問題はGATTの二大原則である無差別原則と相互主義の矛盾から  
 生じている。つまり、最恵国待遇によって許与される関税の引き下げやその他  
 貿易障壁の削減は、許与する側の一方的な行為であり、それに対する返礼は期  
 待されていない。この点において、与えられた一定の待遇に対して同等の待遇  
 を与え返すことを基本とする相互主義の原則に反している。
- (19) 具体的には(1)パネルの手続きに時間がかかる、(2)パネル報告の理事会での採  
 択が、当事国(被提訴国)によってブロックされる場合がある、(3)理事会で勧  
 告または裁定が出ても、被提訴国が履行を引き延ばす場合がある等の問題点が  
 指摘された。
- (20) ラウンドに参加している途上国の数を見ると、第5回ラウンドではわずか23  
 カ国だけであったが、ケネディ・ラウンド以降は急増し、今回のラウンドでは  
 108カ国となり、全体の参加国数の大半を発展途上国が占めるにいたっている。

## 〔参考文献〕

### 日本語文献

- 桑原輝路 [1975]「相互主義」(国際法学会編『国際法辞典』鹿島出版会)。
- 小寺彰 [2003]『WTO新ラウンドの行方と課題』日本機械輸出組合米州・欧州市場  
 投資委員会。
- 高瀬保 [1993]「ガットの原則」(高瀬保編著『増補ガットとウルグアイ・ラウンド』  
 東洋経済新報社)。
- 中川淳司 [2005]「WTOと途上国における国内法のハーモナイゼーション(記念講  
 演)」(『アジア法整備支援 体制移行国に対する法整備支援のパラダイム  
 構築 全体会議報告書 2004年1月31日～2月1日』名古屋大学法政国

- 際教育協力研究センター・名古屋大学大学院法学研究科, pp. 11-27 )  
 山本草二 [ 1988 ] 「国際経済法における相互主義の機能変化」(高野雄一編『国際関係法の課題 横田先生鳩寿祝賀』有斐閣)  
 柳赫秀 [ 1998, 2000 ] 「WTOと途上国 途上国『体制内』の経緯と意義」(『貿易と関税』1998年7, 10月号, 2000年7, 9月号)

#### 外国語文献

- Hoekman, Bernard and Will Martin eds. [ 2001 ] *Developing Countries and the WTO: A Pro-active Agenda*, Oxford: Blackwell Publishers.
- Hoekman, Bernard, Constantine Michalopoulos and L. Alan Winters [ 2003 ] *More Favorable and Differential Treatment of Developing Countries: Towards a New Approach in the WTO*, World Bank Policy Research Working Paper, No. 3107.
- Hudec, Robert E. [ 1987 ] *Developing Countries in the GATT Legal System*, Aldershot: Gower Publishing Company (ロバート・E・ヒュデック / 小森光夫編訳『ガットと途上国』信山社出版, 1992年)
- Tussie, Diana [ 1987 ] *The Less Developed Countries and the World Trading System: A Challenge to the GATT*, London: Frances Pinter.
- USITC (United States International Trade Commission) [ 1985 ] *Review of the Effectiveness of Trade Dispute Settlement under the GATT and the Tokyo Round Agreements*, Washington, D.C.: USITC.
- Whalley, John [ 1990 ] “Non-discriminatory Discrimination: Special and Differential Treatment under the GATT for Developing Countries,” *The Economic Journal*, Vol.100, No.403, December, pp.1318-1328.
- Winham, Gilbert R. [ 1992 ] *The Evolution of International Trade Agreements*, Toronto: University of Toronto Press.
- Yusuf, Abdulqawi A. [ 1980 ] “‘Differential and More Favourable Treatment’: The GATT Enabling Clause,” *Journal of World Trade Law*, Vol.14, No.6, November-December, pp. 488-507.
- WTO [ 2000 ] “Implementation of Special and Differential Treatment Provisions in WTO Agreements and Decisions,” October 25, 2000, WT/COMTD/W/77.

資料1

異なるかつ一層有利な待遇並びに相互主義及び開発途上国のより十分な参加  
(1979年11月28日の締約国団決定)

1. 締約国は、一般協定第一条の規定にかかわらず、異なるかつ一層有利な待遇を、他の締約国に与えることなしに開発途上国に与えることができる。
2. 1の規定は、次のものに適用する。
  - (a) 先進締約国が開発途上国を原産地とする産品に対し一般特惠制度に従って与える特惠関税待遇
  - (b) 一般協定の非関税措置に関する規定につきガットの賛助によって多角的に取り決められた諸文書の規定により規律される異なるかつ一層有利な待遇
  - (c) 相互に輸入する産品に対する関税を相互に引き下げ又は撤廃し及び非関税措置を締約国により定められた基準又は条件に従い相互に軽減し又は撤廃するための開発途上締約国間の地域的又は世界的な取極
  - (d) 開発途上国にとって有利な一般的な又は特定の措置との関連において開発途上締約国のうち後開発途上国に対する特別の待遇
3. この文書に基づいて与えられる異なるかつ一層有利な待遇は、
  - (a) 開発途上国の貿易を容易なものにしかつ促進するように及び他の締約国の貿易に対して障害又は不当な困難をもたらさないように策定されなければならない。
  - (b) 関税その他の貿易制限を最恵国待遇の原則に基づいて軽減し又は撤廃することに対する障害となってはならない。
  - (c) 先進締約国により開発途上国に与えられる場合には、開発途上国の開発上、資金上及び貿易上の必要に積極的に応ずるように策定されかつ、必要な場合には、修正されなければならない。
4. 1から3までの規定に基づく取決めを行うための措置をとり又はその後に異なるかつ一層有利な待遇の修正若しくは撤回を行うための措置をとる締約国は、次のことを行う。
  - (a) 締約国団に当該措置を通報すること及び締約国団が当該措置に関して適当と認めるすべての情報を提供すること。
  - (b) 生ずることのある困難又は事項について利害関係を有する締約国の要請があった場合には、速やかに協議を行うための適当な機会を与えること。締約国団は、当該締約国の要請があった場合には、すべての関係締約国が満足し得る解決に到達することを目的として当該事項に関してすべての関係締約国と協議する。
5. 先進国は、貿易交渉において行った関税その他開発途上国の貿易に対する障害の軽減又は廃止に関する約束について相互主義を期待しない。すなわち、先進国は、開発途上国の開発上、資金上及び貿易上の必要に合致しない寄与を開発途上国が貿易交渉において行うことを期待しない。したがって、先進締約国は、開発途上締約国が自国の開発上、資金上及び貿易上の必要に合致しない譲許を行うことを求めてはならず、また、開発途上締約国は、そのような譲許を行うことを要求されない。